

○ 山 口 市 南 部 運 動 広 場 設 置 及 び 管 理 条 例

平成 1 7 年 1 0 月 1 日

条例第 8 8 号

(設 置)

第 1 条 市民の健康増進及びスポーツの普及振興を図るため、山口市南部運動広場（以下「南部運動広場」という。）を設置する。

(名 称 及 び 位 置)

第 2 条 南部運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山 口 市 南 部 運 動 広 場	山 口 市 嘉 川 5 4 5 8 番 地 1

(施 設)

第 3 条 南部運動広場の施設は、庭球場及び球技場とする。

(管 理)

第 4 条 南部運動広場の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指 定 管 理 者 が 行 う 業 務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 9 条に規定する利用の許可、第 1 0 条に規定する利用の制限、第 1 1 条に規定する利用許可の取消し等、第 1 3 条に規定する利用料金の徴収、第 1 4 条に規定する利用料金の減免、第 1 5 条に規定する利用料金の還付及び第 1 9 条に規定する原状回復の義務に関すること。

(2) 南部運動広場の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する
こと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、運営に関して市長が必要と認
めること。

(指定管理者の管理指定期間)

第6条 指定管理者が南部運動広場の管理を行う期間は、指定を受け
た日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月
1日である場合は、当日）から起算して5年以内とする。ただし、
指定期間満了後の再指定を妨げない。

(休場日)

第7条 南部運動広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日
までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、あ
らかじめ市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場する
ことができる。

(利用時間)

第8条 南部運動広場の利用時間は、午前9時から午後10時までと
する。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじ
め市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第9条 南部運動広場の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指
定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に管理上必要な条件を付することがで
きる。

(利用の制限)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、南部運動広場の管理運営上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第 11 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号の理由が生じたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上の都合により、特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第 4 号に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第 12 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、適当と認めるときは、指定管理者に南部運動広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受

させることができる。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める基準額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、当該指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（利用料金の徴収）

第13条 利用者は、前条の利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（利用者の管理義務）

第16条 利用者は、施設の利用中、建造物及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（設備の設置等の禁止）

第17条 利用者は、施設に特別の設備を設け、又は施設の設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りで

ない。

（目的外利用及び権利の譲渡等の禁止）

第 18 条 利用者は、南部運動広場を許可目的以外の目的に利用し、又はその利用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第 19 条 利用者は、南部運動広場の利用を終了したとき、又は第 11 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第 20 条 利用者は、故意若しくは過失により、施設の建造物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口市民南部運動広場条例（昭和 54 年山口市条例第 18 号）又は山口市民南部運動広場条例施行規則（昭和 54 年山口市教育委員会規則第 2 号）の規定

によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（特例措置）

- 3 平成17年10月1日から平成19年3月31日までの間は、財団法人山口市公営施設管理公社を第4条の規定により指定した指定管理者とする。

附 則（平成21年12月18日条例第45号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行するものとした事務に係るものにあつては、この条例の施行の日以後においては、市長によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年6月28日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山口市南部運動広場設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第58号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成31年3月14日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山口市南部運動広場設置及び管理条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月28日条例第21号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日条例第35号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月13日条例第6号）抄

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

施設基本利用料金基準額

利用区分		単位	金額
グラウンド	2 分の 1 面につき	1 時間	2 7 5 円
テニスコート	1 面につき	1 時間	1 6 5 円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の 2 倍の額とする。
- 3 上記により計算した額に、1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第 2（第 1 2 条関係）

照明施設基本利用料金基準額

利用区分		単位	金額
グラウンド	2 分の 1 面につき	1 時間	2 , 0 9 0 円
テニスコート	1 面につき	1 時間	3 8 5 円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの利用料金は、規定の利用料金の 2 倍の額とする。
- 3 上記により計算した額に、1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。